

川広要望第 99号
令和元年12月23日

一般社団法人 日本建築学会関東支部
支部長 近藤 典夫 様

川越市長 川 合 善 明
(公印省略)

貴下、ますます御清祥のことと存じます。
先般、御要望いただきました件につきまして、以下のとおり御回答申し上げます。

「水村家住宅主屋の保存活用に関する要望書」について

日頃から、市政に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。
喜多町所在の水村家住宅につきましては、本市といたしましても、歴史的に重要な建造物であると認識しております。

諸般の事情により、市指定文化財に未指定で推移しておりましたが、長年居住された方が退去した状況は、教育委員会で把握し、川越市文化財保護審議会（以下審議会）においても、指摘があったところです。教育委員会では、文化財的な価値を明らかにするため、建造物調査を実施し、調査報告書を審議会に提出したところ、市指定文化財に向けて所有者の意思を事務局が確認することになりました。現在所有者に、水村家住宅の文化財的価値を御説明しているところです。

なお、本市といたしましては、文化財保護法及び川越市文化財保護条例に所有者の所有権その他の財産権を尊重することが定められていることから、所有者の意向を伺いながら協議を進めてまいります。

御理解を賜りますようお願い申し上げます。